

お客様各位

【お知らせ】

長期使用構造等確認業務の業務期日について

いつもセンターをご利用いただきありがとうございます。

センターでは、長期使用構造等確認技術審査に係る業務期日を、「受付日の翌日から休日を除き20日間」としてきました。

ところが現在においても建築基準法・建築物省エネ法改正による影響が続いており、省エネ適判を含めた性能評価業務への業務振り分けが困難となり、加えて人材難で新たな職員確保を図ることができておりません。

このため、速やかな審査が困難であることから、長期使用構造等確認技術業務につきましては、令和8年7月1日引受物件から、業務期日を「受付日の翌日から休日を除き35日間」とさせていただきます。

7月初旬受付分の業務期日は8月後半となりますが、皆様におかれましては、事情をお汲み取りいただき、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

令和8年6月17日

登録住宅性能評価機関

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター